

喉へ通る事なし。百日許過ぎて他所より團子到來せしを少々口へ入れければ、むよくと口を動かしけり。やれ食氣こそ付きたれとて喰はせければ、團子を五つ六つ喰ひけり。夫より食氣出來て、何にても喰ひける程に、始終百三十日程にて本復しけるが、貞享の頃越前より作彌とやらんいへる伎藝の者來り、忍びしのびに見物はやりけり。治兵衛宅を宿として、武家方家中の者其外寄合ひ見物せしが、言分出來、露顯し、御停止者の宿をしたる罪科にて、治兵衛禁籠し、終に刎首に成りけり。昔越中今石動町に、井を掘りけるに、石の櫃を掘出しけり。蓋を取りて見れば無性の人有りて、脇には太刀・刀の汚れて形許残り。其人未だむしの通ひ程の息ある躰なれば、粥など與へけるに、廿日許にて正氣に成り、四十歳許の男にぞ蘇りける。いかなる人ぞと問へども知らず。誰養ふべきやうもなければ、所の夜番人にぞしたりけるに、年經て盜をなし、終に刎首せられけりと。昔宇治、悪左府或は信西入道などは、死後墳墓を掘起されて刑罰を請け、楚の靈王は棺を湖水に沉むといへども、石工が引導に依りて、伍子胥取あげて鞭を打ち父

の讎を報ぜしも、皆これ現世の業困なるべし。尾張町の柄巻屋治兵衛も罪科遁れ難きといへども、難病に不死蘇生して劍難にかゝる事、蓋し前世の宿業遁れがたきゆゑならんかと、笠松新左衛門語りけるとぞ。とあり。

○江戸荷物等運送所跡

舊藩中は、江戸三度と俗稱せし荷物及び書簡等運送所をば、尾張町に建て、毎月四・丸を出日とすといへども、明治廢藩置縣の際閉店廢業なしけり。按ずるに、往古は江戸中荷物・江戸三度飛脚とて、別々に運送所を建てありしかど、後一ヶ所へ合併せしものなり。金澤町會所留記に載せたる寶永二年正月町奉行言上書に、

覺

一、江戸中荷物 拾間町

出日毎月 九日 十九日 廿九日

右五・六拾年以前より立置申候。荷物集所拾間町に相立申儀は、元祿十年より御座候。同十三年より御荷物一貫目迄は賃銀不被下持參仕候。最前初之年號相知不申候。

一、江戸三度飛脚 尾張町

出日毎月 四日 十四日 廿四日

右元祿六年より相立申候。荷物集所尾張町に立申儀も、右之時分に御座候。元祿十三年より御荷物一貫目迄は、賃銀不被下持參仕候。

一、京都中使 御門前町

出日毎月 五日 十日 十五日 廿日 廿五日 晦日

右五・六拾年以前より立置申候。荷物集所御門前町に相立申儀は、元祿四年に御座候。御荷物三貫目迄は賃銀不被下持參仕候儀は、最初より之極に御座候。年號相知不申候。

右品々人々爲渡世願申に付、承届立置申候。外に役銀等之儀無御座候。京都中使は、先年より御荷物三貫目迄は賃銀不被下持參仕來候間、江戸中荷物三度飛脚も、京都中使之通に可有御座物と、會所奉行僉議之上に而申渡候處、左候は、一貫目迄は賃銀不被下御荷物持參可仕由申候に付、右之通に相極申候。以上。

正月廿四日 湯原主膳

小塚八右衛門

就御尋申上候。

一、私共三度飛脚と申儀は、毎月三度宛飛脚を出し、御當地江戸之間、御狀箱并少々之御進物等持參仕、御届可申上旨最初願上申に付、江戸三度飛脚と申候。其後出日に三駄宛荷物持參仕度旨奉願、相勤申候へども、今以三度飛脚と名目申來候。以上。

寶永二年二月十一日 山崎屋三郎右衛門

水口屋彌右衛門

町御行所

御尋に付申上候。

一、私共中荷物と申儀は、先年江戸大使与申候而、荷物多く持參仕者八人御座候處に、其後少々荷物持參仕中荷物と申者六人出來仕候。然處に九年以前御斷申上、御當地と江戸に荷物集所相立、右兩手合一所に罷成、十四人仕相勤、其時分より惣而中荷物と名目申來候。以上。

寶永二年二月十一日 平松屋伊右衛門

戸水屋長兵衛

町御奉行所

覺